

## 委託事業実施計画書

事業名：令和元年度若年技能者人材育成支援等事業

提出者：滋賀県職業能力開発協会

### 1 (地域における技能振興事業)

区 分	事 項
(1) 技能五輪全国大会予選の実施等	<p>① 技能五輪全国大会の予選の実施 企業等に対して、参加者の増加など予選大会の活性化が図られるよう気運の醸成を行う。</p> <p>(ア) 日本料理職種 選手5人 4月中旬予定 1日 (イ) 美容職種 選手5人 2月中旬予定 1日</p>
	<p>② 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 大会の参加選手及び指導員の旅費等の支援を行う。</p> <p>(ア) 第57回技能五輪全国大会 選手8人、指導者6名 愛知県 (イ) 第14回若年者ものづくり競技大会 選手3人、指導者2名 福岡県</p>
<p>(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組み</p> <p>新規 (対象職種：フラワー装飾、西洋料理、日本料理 他)</p>	<p>① ものづくりマイスター、IT マスター及びそれ以外の熟練技能者の活用</p> <p>(ア) 滋賀ものづくりフェア 2019 の開催 技能尊重気運を高めることを目的に「ものづくりフェア」を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長浜ドーム 10月26日(土)・27日(日) 2日間予定</li> <li>・「ものづくり体験教室」25企業団体依頼予定</li> <li>・「ものづくり体験教室」参加予定者1,200人</li> <li>・「IT体験教室」参加予定者100名</li> <li>・「卓越技能者の実演」3職種</li> </ul> <p>(イ) ものづくりマイスター等以外の熟練技能者の派遣 (若年技能者の能力向上講習会) ものづくりマイスター及びIT マスターの対象分野に該当しない職種について、熟練技能者等を中小企業及び職業高校他に派遣し実技指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3(企業・校) × 10人 × 10日 = 300人</li> </ul>

区 分	事 項
新規 (対象職種：フラワー装飾、西洋料理、日本料理 他)	<p>(ウ) ものづくりマイスター等以外の熟練技能者の派遣            (学校の授業等への熟練技能者の派遣)            ものづくりマイスター及び IT マスターの対象分野に該当しない職種について、小中学校の授業等へ熟練技能者等を講師として派遣する。            ・小中学校 10校 (1校あたり 50人) 日数 1日 500人</p> <p>② 技能競技大会展の実施            ブロックごとのイベントに際しては、センター、幹事県を始め、各コーナーと協力して取り組む。</p> <p>③ 技能士展の実施            ブロックごとのイベントに際しては、センター、幹事県を始め、各コーナーと協力して取り組む。</p> <p>④ 技能五輪全国大会を活用した技能の理解促進            該当無し</p> <p>⑤ 「地域発！いいもの」応援事業の実施            センターが定める募集要領等に基づき、周知、応募書類の受付等の事務処理を行う。</p> <p>⑥ グッドスキルマーク事業の実施            グッドスキルマーク事業を促進し、周知、応募書類の受付等の事務処理を行う。</p> <p>⑦ 卓越した技能者(現代の名工)の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p>

## 2 (ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務)

区 分	事 項
(1) ものづくりマイスター等の開拓	<p>① 対象業種の企業等に対して、ものづくりマイスター制度(ITマスター派遣を含む)の周知等を行うとともに、ニーズの多い職種のものづくりマイスター及び IT マスターの確保に努め、とりわけ登録されていない職種について重点的に行う。            ・新規大手企業等及び業種団体アプローチ 4月中旬～            ・登録事業所等にマイスター等増員アプローチ 5月中旬～</p>
(2) ものづくりマイスター等への説明	<p>① 活動を開始するまでに活動条件等の説明を行う。            ② 指導技法等講習の受講が必要であることの周知を行う。</p>
(3) 申請書類等の取りまとめ	<p>① センターに対して、適切な認定申請を行う。</p>

区 分	事 項
(4) ものづくりマイスター等に対する研修等	<p>① ものづくりマイスター及び IT マスターに対する指導技法等講習 認定されたものづくりマイスター等の指導技法の習得・向上のために行う。</p> <p>② ものづくりマイスター等職種別指導技法研究会 センターが主催する研究会に参加して指導技法等情報の共有を行う。</p> <p>③ ものづくりマイスター及び IT マスターへの指導技法等の講師に対する研修 センターが主催する講師に対する研修に参加する。</p> <p>④ ものづくりマイスター及び IT マスター交流会 センターが主催する会議等に参加したマイスター等を発表者とし、業種ごとの意見交換を行う。 開催 2 回（4 月、12 月）</p>

### 3（ものづくりマイスター等の活用に係る業務）

区 分	事 項
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	<p>①相談・援助・アンケート</p> <p>(ア) 過去に実施したアンケート調査を基にニーズの把握と個別訪問の継続実施</p> <p>(イ) 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した人材育成に関心のある企業等への相談援助</p> <p>(ウ) 公共訓練施設・設備等のコーディネート 公共職業訓練校等の教育訓練機関の施設・設備の借用のための連絡調整を行い、設備等十分ではない中小企業の労働者への実技指導を行う。</p>
<p>(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施</p> <p>【H30年度】</p> <p>① 1,900 人日</p> <p>② 600 人日</p> <p>計 2,500 人日</p>	<p>中小企業及び職業高校等に対して、技能競技大会の競技課題等を基にして、長期・短期間の実技指導を行う。</p> <p>①中小企業指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15 社 ×（1 社あたり 3 人） × 日数 20 日 = 900 人日</li> <li>・ 30 社 ×（1 社あたり 3 人） × 日数 10 日 = 900 人日</li> </ul> <p>②職業高校等の実技指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 校 ×（1 校あたり 15 人） × 日数 10 日 = 900 人日</li> </ul> <p style="text-align: right;">①+②=2,700 人日</p>



(2) 連携会議の開催回数	<p>2回 第1回は、5月にマイスター等の派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）</p> <p>第2回は、12月に事業実施状況等の報告</p>
---------------	--

#### 5（全国斉一的な事業展開）

(1) 全国会議の開催等によるセンター・コーナー間の連携	<p>センターとコーナーが密接に連携し、円滑に全国斉一的な事業展開を図るため、全国会議やブロック会議の開催等により、業務方針確認・徹底、実務ノウハウの向上・共有等を図る。</p>
------------------------------	---

#### 6（目標）

(1) 成果目標	<p>① ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度 90%以上</p>
	<p>② ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした受講者の割合 90%以上</p>
	<p>③ ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度 90%以上</p>
	<p>④ ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合 90%以上</p>
	<p>⑤ 地域における技能振興事業の参加者の満足度 90%以上</p>
(2) 活動目標	<p>① ものづくりマイスター他の活動数 3,857人日</p>

#### 7（その他）

(1) 地域に対するサービス提供方法	<p>滋賀県職業能力開発協会にコーナーを設置 (〒520-0865 滋賀県大津市南郷五丁目 2-14)</p>
--------------------	---